

津志田西地区地区計画 用途制限の詳細

商業・業務ゾーン	生活・福祉ゾーン
<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法別表第2(に)項第3号に掲げる建築物</li> <li>(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</li> <li>(3) 建築基準法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物</li> <li>(4) 建築基準法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物</li> <li>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」、同条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」及び同条9項に定める「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物</li> </ul>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</li> <li>(2) 建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物</li> <li>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」、同条第6項に定める「店舗型性風俗特殊営業」及び同条9項に定める「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物</li> </ul>

※商業・業務ゾーン

- (1) (に) 項第3号：ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設
- (2) (ほ) 項第2号：マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
(ほ) 項第3号：カラオケボックスその他これに類するもの
- (3) (へ) 項第3号：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
- (4) (り) 項第2号：キャバレー、料理店その他これらに類するもの  
(り) 項第3号：個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
- (5) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」における「風俗営業」「店舗型性風俗特殊営業」「店舗型電話異性紹介営業」に供する建築物が制限されます。

※生活・福祉ゾーン

- (1) 店舗等の床面積の合計が1,500㎡を超える建築物は制限されます。
- (2) 第一種住居地域と同等の建築物の用途規制となります。
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」における「風俗営業」「店舗型性風俗特殊営業」「店舗型電話異性紹介営業」に供する建築物が制限されます。